

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金）  
第2・3・4・5・6期支給申請書

帳票種別

3 2 2 1 0

※1. 受付日

4

平成 年 月 日

(バーコードシール貼付欄)

申請 事業 主	2. 助成金支給番号 0 0 0 2 - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	3. 申請期 <input type="checkbox"/> 2:第2期 <input type="checkbox"/> 3:第3期 <input type="checkbox"/> 4:第4期 <input type="checkbox"/> 5:第5期 <input type="checkbox"/> 6:第6期	
4. 下記の対象者により受給(申請)している他助成金の有無 有・無		5. 受給(申請)している助成金名称：( )

対 象 労 働 者 雇 用 事 業 所	6. 事業所番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		7. 労働保険番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	8. 賃金締切日 <input type="checkbox"/> 1:有(毎月末日) <input type="checkbox"/> 2:有(1以外) <input type="checkbox"/> 3:無		9. (8が2の場合) 毎月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日		10. 事務担当者(職) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
			11. 事務担当者(氏名) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

対 象 労 働 者 の 状 況	12. 氏名		13. 性別 男・女	14. 生年月日 昭和 年 月 日 平成		15. 対象労働者種別
	16. 被保険者番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		17. 雇入年月日 平成 年 月 日			
	18. 区分変更 <input type="checkbox"/> 1=有		19. 支給対象となる期間の労働についての支払賃金額 ※最賃減額特例の場合のみ記入 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円			
	20. 支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無 有・無		21. 求人票に記載した求人条件により雇用していることの確認 1. 求人票と同一条件により雇用した 2. 本人との合意により変更して雇用した			
22. 対象労働者が離職している場合の離職日及び離職理由 平成 年 月 日 (離職理由)		23. 本人確認欄 対象労働者の状況欄 12~22 の記載内容について確認しました。 平成 年 月 日 (対象労働者氏名) 記名押印 又は署名				

安 労 定 働 所 局 記 載 欄	23. 最賃減額特例 <input type="checkbox"/> 1=特例	24. 短時間労働者 <input type="checkbox"/> 1=短時間	25. 支給・不支給判定用コード (98, 99以外) <input type="text"/> <input type="text"/>	26. 被保険者となった年月日 平成 年 月 日	
	27. 備考				

<p>上記の記載内容に誤りのないことを証明します。 また、裏面の注意事項を確認の上、申請します。 なお、対象労働者を本助成金支給終了後においても継続して雇用します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>労働局長 殿 ( 公共職業安定所長)</p> <p>※申請者が代理人の場合、右上欄に代理人の記名押印等を、右下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に事業主の記名押印等を、右下欄に申請者の記名押印等をしてください。</p>	事業主 又は 代理人	住所	〒 TEL
		名称	
	事業主 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の表示)	住所	〒 TEL
		名称	
		氏名	印
		氏名	印



※ 決 裁 欄	所 長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担 当
	局 長	部 長	課 長	課長補佐	職業指導官	係 長 担 当

## 注 意

- 1 この申請書は、第2期から第6期の支給申請について各期の支給対象期の翌日から起算して2か月以内に、対象労働者雇用事業所の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、本助成金の支給はできません。  
なお、該当提出については、対象労働者雇用事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができます。  
ただし、支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。また、天災等により提出できないときは、その理由を記した書面を添えて当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができる場合があります。
  - 2 記入に当たって
    - (1) 太枠で囲んだ部分〔2〕～〔22〕欄及び所要の欄のみ記入し、労働局/安定所記載欄及び※欄は記入しないでください。
    - (2) 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記入してください。
      - 大きい枠
        - ・ 漢字、ひらがな、カタカナ又はアラビア数字の標準字体により記入してください。
        - ・ 小さい字を記入する場合には、文字記入枠の下半分に記入してください。(例：っ→□)
        - ・ 濁点及び半濁点は、前の文字に含めて記入してください。(例：が→、ぱ→)
      - 小さい枠
        - ・ カタカナ又はアラビア数字の標準字体により記入してください。
        - ・ カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として記入してください。(例：ガー、パー)
    - (3) [19]欄は右詰で記入し、カンマ(,)を記入しないでください。〔6〕欄、〔16〕欄の記入枠は、ハイフン(―)で区切られた記入枠ごとに右詰で記入し、記入する数字のない記入枠は「0」を記入しても空欄のままとしても差し支えありません。その他の記入枠は左詰で記入してください。
    - (4) [7]欄は、記入枠に適宜「0」を記入し、全ての記入枠に数字を記入して、一連の番号としてください。
    - (5) [9]欄、[17]欄は、年、月又は日が1桁のときには、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁まで記入してください。  
(例：平成21年10月1日→)
    - (6) [11]欄は、姓と名の間は1文字分空けてください。
  - 3 「申請事業主」欄について
    - (1) [2]欄「助成金支給番号」は、第1期支給申請書に記載された助成金支給番号を記入してください。
    - (2) [4]欄「他助成金の受給の有無」は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給申請を行っている場合又は支給を受けた場合、「有」に○をして、[5]欄「受給(申請)している助成金名称」に助成金の名称を記入してください。本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
  - 4 「対象労働者の状況」欄について
    - (1) [15]欄「対象労働者種別」は、[12]欄に記入する者が該当するものを記入してください。
    - (2) [19]欄「支給対象となる期間の労働についての支払賃金額」には、対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合のみ記入します。記入については、臨時に支払われ、かつ、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く支給対象期についての賃金のうち、対象労働者に対して実際に支払った賃金の額を記入してください。
    - (3) [20]欄「支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無」は、支給対象期に対象労働者が行った労働に対する賃金のうち支払期日を超えて支払っていないものの有無をいずれかに○をすることにより記入してください。これに該当する事実があった場合には本助成金の支給を受けることができない場合があります。
    - (4) [21]欄「求人票に記載した求人条件により雇用していることの確認」は、1又は2のいずれかに○をすることにより記入してください。紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合には本助成金の支給を受けることができません。
    - (5) 本人確認欄は、必ず対象労働者本人に記名押印又は署名を求めてください。ただし、死亡等の場合であって、対象労働者本人が記名押印又は署名できない場合に限り、事業主がその具体的な理由を記入し、記名押印又は署名してください。
  - 5 受給にあたっての注意
    - (1) 本助成金の申請を行う際に、前年度より前のいずれかの保険年度に、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していない場合は、本助成金の支給を受けることができません。
    - (2) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことが判明した場合には、不支給とするか又は支給を取り消します。この場合、すでに支給された助成金については、当該不正に係る最初の支給対象期以降に支給した本助成金の全額を返還していただくとともに、当該支給対象期以降に受けようとした本助成金については不支給とさせていただきます。不支給決定又は支給決定を取り消した日以後3年間は雇用保険料を財源とする助成金等(雇用保険法第4章の規定により支給される各種給付金をいう。)が支給されません。  
また、返還していただく助成金には民法第704条の規定により民法第404条に定める法定利率年5%の延滞金が発生します。さらに、特に悪質なものについては公表、刑事告訴等を行います。
    - (3) 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行っていることについて次のいずれかに該当する場合には、本助成金の支給を受けることができません。
      - イ 都道府県労働局労働基準部(労働基準監督署を含む。)から送検処分された場合
      - ロ 都道府県労働局職業安定部、需給調整事業部若しくは運輸局の告訴又は告発により送検処分された場合
      - ハ イ及びロ以外の者の告訴又は告発により送検処分されたことが明確な場合また、支給申請日から支給決定日までの間に、新たにイ～ハに該当する場合であっても、支給を受けることができません。
    - (4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主が、接待業務等に従事する対象労働者を雇い入れる場合には、本助成金の支給を受けることができません。
    - (5) 暴力団と関わりのある事業主は、本助成金の支給を受けることができません。
    - (6) 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している場合には、本助成金の支給を受けることができません。
    - (7) 高齢者雇用確保措置の実施義務化に伴い、確保措置を講じていない事業所においては本助成金の支給を受けることができなくなることがあります。
    - (8) 特定就職困難者雇用開発助成金について、最終の支給対象期が経過する前に対象労働者を雇用しなくなった場合には、既に支給した特定就職困難者雇用開発助成金の全部又は一部を返還していただきます。(ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合を除く。)
      - イ 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
      - ロ 対象労働者の都合による退職
      - ハ 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
      - ニ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
      - ホ 雇用契約期間が2年以上(ただし重度障害者等にあつては3年以上)継続した場合で、雇用契約の期間の満了による離職(当該離職日において、対象労働者の年齢が65歳以上に達している場合に限る。)
    - (9) 本助成金の支給すべき額を超えて本助成金の支給を受けた場合には、その支給すべき額を超えて支払われた部分の額を返還していただきます。
    - (10) この申請書の提出に当たっては、賃金台帳、出勤簿等、雇入れ通知書等の書類を提出又は提示していただくほか、支給・不支給の決定に係る審査の必要に応じた総勘定元帳等の書類を管轄労働局又は管轄安定所の求めに応じ、提出又は提示していただくことがあります。また、支給決定後にも同様に上記書類その他総勘定元帳等申請内容を証明するために必要な書類等を提出又は提示していただくことがあります。
    - (11) 本助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか、各種要件がありますので、不明な点については、本支給申請前に管轄労働局又は管轄安定所に確認してください。
- ※上記要件は、平成27年5月1日以降に雇い入れられた対象者について申請をする場合に適用されるものです。  
ただし [20]欄については平成27年5月1日以降に初回の申請をする場合から適用されます。